

株式会社 原工務所 行動計画

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と生活の調和を図り、その能力を発揮出来る働きやすい環境の整備、働き方改革の実現を目指し、つぎのように行動計画を策定する。

計画期間 令和3年10月1日～令和6年9月30日までの3年間

内容

目標1	男性社員の育児休暇取得促進 期間中1人以上の取得を目指す。
対策	育児休暇制度等に関する啓発を推進する。 職場環境の整備。
目標2	一人当たりの所定労働時間を令和2年度より5%削減する。
対策	時間外勤務の事前申請制度を徹底する。 部門間での協力体制の確立、業務の定型化を図り事務的作業を共有する。
目標3	年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上とする。 職場による年次有給休暇取得の隔たりを減らす。
対策	全体朝礼、部会等で、年次有給休暇の取得を促す。 年次有給休暇の取得計画予定を設定し実施する。 リフレッシュ休暇制度の取得を促す。

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性社員が仕事と家庭の両立を図りその能力を十分発揮し活躍できる職場環境を整備するため次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和3年10月1日～令和6年9月30日までの3年間

課題 女性の求職者が少なく 女性の技術者が採用できない

目標1	女性の技術者を一人以上採用する。
対策	学校、関連機関との連携強化 インターンシップの女性参加を学校にもお願いする。 地元中学校、高校への出前授業の参加 父兄対象の企業説明会への参加

目標2 働きやすい環境整備の推進

対策	R3, 12～ 女性活躍推進に向けた社内啓発・アンケート調査
	R4, 03～ 社内研修 意識改革
	R4, 06～ 女性従業員の配置が可能な職務の検討 社内研修 意識改革
	R4, 10～ 職務分担の見直し
	R5, 01～ 社内・外部研修